

伊達市教育委員会有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊達市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が募集する有料の広告枠に広告を掲載する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 教育委員会が広告を募集するもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教育委員会が発行する印刷物

(2) その他教育委員会が掲載を適当と認めるもの

(掲載の基準)

第3条 教育委員会は、広告の掲載に係る教育委員会の信頼性及び公平性を保つとともに、本市の他の広告の掲載基準との整合性を図るための掲載の基準を別に定める。

2 前項の基準は、伊達市企業広告掲載規則（平成20年伊達市規則第15号）第3条の規定により市長が定める掲載の基準（以下「基準」という。）とする。

(広告の規格等)

第4条 広告媒体に掲載する広告の掲載位置、規格及び掲載料並びに掲載期間は、当該広告媒体を所管する課の長がそれぞれ別に定める。

(掲載希望者の公募等)

第5条 広告の掲載の募集は、伊達市ホームページ等により行うものとする。

(掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、教育委員会に申し込むものとする。

(掲載の決定等)

第7条 教育委員会は、広告の掲載の申込みがあつたときは、掲載の申込みに係る広告の内容（以下「掲載内容」という。）を第3条による基準により審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の決定を行うに当たり、教育委員会は申込者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

3 教育委員会は、広告の掲載の可否の決定をしたときは、広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により当該決定をした者に通知するものとする。

(掲載の優先順位)

第8条 前条第1項の規定により広告掲載の可否を決定するに当たり、1の広告枠に複数の申込みがあるときは、次の各号に掲げる申込者に応じ、当該各号に定める順位を付し、その順位の最も高い者を広告を掲載する者（以下「広告主」という。）として決定するものとする。

(1) 民間企業等のうち公共性のある企業で、市内に事業所等を有するもの 第1位

(2) 前号以外の民間企業等で、市内に事業所等を有するもの 第2位

(3) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの 第3位

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が認めるもの 第4位

2 前項の規定により複数の申込者に対し順位を付した場合において、最も高い順位を付した申込者が複数あるときは、抽選によりそれらの申込者のうちから1者を広告主として決定するものとする。

(広告料の納付)

第9条 広告主は、指定された期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

3 教育委員会は、次条の規定により企業広告の掲載を取り消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

4 広告主は、企業広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

(掲載の取消し)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定された日までに広告の原稿等を提出しなかったとき。

(2) 指定された日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) その他教育委員会が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告料の返還)

第12条 納付された広告料は、原則として返還しない。ただし、掲載の承認後、広告主の責に帰さない理由により掲載できなかった場合は、その全部又は一部を返還することができる。この場合において、返還する広告料には、利子は付さない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、教育委

員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。